

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月31日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成6年3月から同年9月までは13万4,000円、同年10月及び同年11月は11万8,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成6年12月1日から同年12月18日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年12月18日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を、前述の同年12月1日から同年12月18日に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年12月18日まで

私は、B社に勤務していたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者とされていた。私は、平成6年12月中旬頃まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年12月1日までの期間については、申立人及び申立人が同時期まで勤務していたと氏名を挙げた複数の同僚に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、B社に勤務していたことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、当事業所の従業員が厚生年金保険への加入を希望する場

合、給与から厚生年金保険料を控除し、私の親族が経営するA社において厚生年金保険に加入させていた。」と述べているところ、同僚から提出された給与明細書及びオンライン記録によれば、当該同僚は、厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除され、A社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる上、申立人を含む複数の同僚も同社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成6年12月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月26日）の後の7年1月4日付けで、6年3月31日に遡及して訂正され、それに伴い同年10月1日付けの標準報酬月額の時決定に係る記録（11万8,000円）も取り消されていることが確認できるほか、複数の同僚についても、申立人と同様に、7年1月4日付けで、当初記録されていたそれぞれの資格喪失日が6年3月31日に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年12月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年2月のオンライン記録及び事業主が同年10月1日付けで社会保険事務所に届け出た取消前の時決定の記録から、同年3月から同年9月までは13万4,000円、同年10月及び同年11月は11万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年12月1日から同年12月18日までの期間については、前述の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、前述の資格喪失日の後の同年12月17日まで継続してB社に勤務していたことが確認でき、当初記録されていた同年12月1日に被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成6年12月1日から同年12月17日までの期間においても厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日を、前述の同年12月1日から申立人に係る雇用保険の離職日の翌日である同年12月18日に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年6月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年6月16日まで

私は、B社に勤務していたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者とされていた。私は、平成6年6月中旬頃まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成6年6月15日までB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、当事業所の従業員が厚生年金保険への加入を希望する場合、給与から厚生年金保険料を控除し、私の親族が経営するA社において厚生年金保険に加入させていた。」と述べているところ、同僚から提出された給与明細書及びオンライン記録によれば、当該同僚は、厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除され、A社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる上、申立人を含む複数の同僚も同社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成6年6月16日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月26日）の後の7年1月4日付け

で、6年3月31日に遡及して訂正されていることが確認できるほか、複数の同僚についても、申立人と同様に、7年1月4日付けで、当初記録されていたそれぞれの資格喪失日が6年3月31日に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録におけるB社の離職日の翌日である同年6月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和63年1月末日まで勤務し、給与から同年1月分の厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和63年1月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和62年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和63年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は、申立期間においても法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において当該事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、

申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、平成6年3月から同年9月までは14万2,000円、同年10月は11万8,000円とすることが必要である。

さらに、申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年5月及び同年10月に係る上記訂正後の標準報酬月額の記録を、同年5月は15万円、同年10月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年11月1日まで

私は、B社に勤務していたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、関連事業所であるA社において厚生年金保険の被保険者とされていた。私は、平成6年10月末まで継続して勤務し、当時の給与明細書を保管しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社の事業主は、「当事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、当事業所の従業員が厚生年金保険への加入を希望する場合、給与から厚生年金保険料を控除し、私の親族が経営するA社において厚生年金保険に加入させていた。」と述べているところ、申立人から提出のあった申立期間に係るB社の給与明細書から、申立人は当

該期間について、厚生年金保険料を当該事業所の元事業主により給与から控除されていたことが確認でき、申立人の主張どおり、申立期間当時、申立人はA社の被保険者として厚生年金保険に加入していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成6年11月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月26日）の後の7年1月4日付けで、6年3月31日に遡及して訂正され、それに伴い同年10月1日付けの標準報酬月額の時決定に係る記録（11万8,000円）も取り消されていることが確認できるほか、複数の同僚についても、申立人と同様に、7年1月4日付けで、当初記録されていたそれぞれの資格喪失日が6年3月31日に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年11月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年2月のオンライン記録及び事業主が同年10月1日付けで社会保険事務所に届け出た取消前の時決定の記録から、同年3月から同年9月までは14万2,000円、同年10月は11万8,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年5月及び同年10月に係る上記訂正後の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認できる保険料控除額から、同年5月は15万円、同年10月を12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、B社の元事業主も不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月31日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成6年12月1日から同年12月18日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年12月18日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を、前述の同年12月1日から同年12月18日に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年12月18日まで

私は、B社に勤務していたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者とされていた。私は、平成6年12月中旬頃まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年12月1日までの期間については、申立人及び申立人が同時期まで勤務していたと氏名を挙げた複数の同僚に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、B社に勤務していたことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、当事業所の従業員が厚生年金保険への加入を希望する場合、給与から厚生年金保険料を控除し、私の親族が経営するA社において厚

生年金保険に加入させていた。」と述べているところ、同僚から提出された給与明細書及びオンライン記録によれば、当該同僚は、厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除され、A社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる上、申立人を含む複数の同僚も同社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成6年12月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月26日）の後の7年1月4日付けで、6年3月31日に遡及して訂正され、それに伴い同年10月1日付けの標準報酬月額の時決定に係る記録（11万8,000円）も取り消されていることが確認できるほか、複数の同僚についても、申立人と同様に、7年1月4日付けで、当初記録されていたそれぞれの資格喪失日が6年3月31日に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年12月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年2月のオンライン記録及び事業主が同年10月1日付けで社会保険事務所に届け出た取消前の時決定の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年12月1日から同年12月18日までの期間については、前述の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、前述の資格喪失日の後の同年12月17日まで継続してB社に勤務していたことが確認でき、当初記録されていた同年12月1日に被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成6年12月1日から同年12月17日までの期間においても厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日を、前述の同年12月1日から申立人に係る雇用保険の離職日の翌日である同年12月18日に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで  
国民年金保険料に限らず、納付すべきものについては必ず納付していた。申立期間以外の期間の保険料は納付済とされており、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号導入前のオンライン記録によれば、平成7年3月6日付けでA市に住所を異動していることが確認できるが、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

また、基礎年金番号導入後のオンライン記録によれば、申立期間は、平成9年8月15日に国民年金の被保険者資格が追加処理されたことが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は保険料を納付することはできない。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）上は、未納とされている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から同年8月までの期間及び同年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から同年8月まで  
② 昭和46年12月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の両親が、毎月集金に来ていた納付組織の集金人に現金で納付したはずである。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号総括払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月22日に払い出されていることが確認でき、申立人の加入手続はこの頃に行われたとみられ、この時点で、申立期間のうち昭和46年5月から同年8月及び同年12月から48年12月までの期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち昭和49年1月から50年3月までの期間は、上述の手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となることから、A市では、納付組織における国民年金保険料の集金対象は、現年度保険料に限られ、過年度保険料は対象外であったとしていることから、当該過年度保険料は、申立人が、毎月集金納付を行ったと主張する納付組織において収納することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に死亡している上、申立期間当時、申立人と同居していた父の記憶も定かではなく、当時の具体的な状況を確認することができない。

加えて、住民票及び戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間及びその前後を通じてA市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 7 月まで

申立期間の保険料は、平成 8 年 2 月頃に、私が A 市役所の一階窓口の女性職員に約 20 万円を納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「平成 8 年 2 月頃に、私が A 市役所の一階窓口の女性職員に約 20 万円を納付した。」と主張しているが、A 市役所に申立期間当時の担当窓口における国民年金保険料の収納について照会したところ、同市役所では、「当市の担当課窓口において国民年金保険料は収納していなかった。」と回答しており、申立てを確認できる回答は得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して番号が払い出されている者の資格取得年月日及び同手帳記号番号払出簿から、平成 8 年 2 月以降に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出されたものと考えられることから、申立人は当該払出日以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。